

「使用料算定の基本的方式」を適用する区立施設

会議室の貸出や体育施設の利用などに伴う施設の使用料は、
「使用料算定の基本方式」に基づいて算定しています

適用施設の例

《区庁舎》

区役所本庁舎・石神井庁舎会議室

《集会・地域活動》

地区区民館、地域集会所

《生涯学習施設、文化・芸術施設等》

男女共同参画センター、サンライフ練馬、勤労福祉会館、厚生文化会館、石神井公園区民交流センター、区民ホール、向山庭園、生涯学習センター（ホールを除く）、美術館（観覧料を除く）、石神井公園ふるさと文化館（企画展示室、ギャラリー）、総合教育センター（現・生涯学習センター分館）、花とみどりの相談所（展示室）、図書館（会議室等）、青少年館

《体育施設》

体育施設（競技場、柔道場、庭球場、卓球場、野球場等）

《宿泊関連施設》

少年自然の家、青少年キャンプ場

《農園》

市民農園、区民農園

※ 予算科目の「使用料」以外の歳入科目も適用の対象となる。

保育園の保育料など特別なサービスの提供を伴う場合や、
民間施設とのバランスを考慮する練馬文化センターなどは
「使用料算定の基本方式」によらず、別の考え方をもとに算定しています

適用除外施設の例

特別なサービスの提供を伴う施設…学童クラブ・保育園の保育料等

法律により算定方法が定められている施設…区営住宅の家賃等

国の指針により算定方法が定められている施設…ケアハウス等

民間施設とのバランスを考慮して算定する施設…練馬文化センター、美術館（観覧料）、大泉学園ホール、自転車駐車場、自動車駐車場等